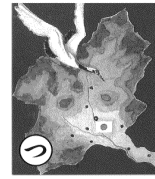




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月29日(金) 第9871号

目次

ページ

規則

- 群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課) 2

告示

- 知事指定薬物の指定の失効(薬務課) 11
- 道路の区域変更(道路管理課) 11
- 同 12
- 同 12
- 道路の供用開始(同) 12
- 同 13
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) 13

アドバラン	アーチ広告物	電光掲示板等		道路及び鉄道沿線の建築物等		建築物敷地及び駐車の場内		突出広告物	
		道路の沿線に植えするもの	建築物敷地を利用するもの	鉄道の沿線を利用する広告板及び広告塔	道路の沿線を利用する広告板及び広告塔	広告板及び広告塔	広告板及び広告塔	自家広告物等	自家広告物等
自家広告物等及び自家広告物等以外	自家広告物等及び自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外	自家広告物等以外
広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	広告物等を表示し、又は設置してはならない。	上端の地上からの高さは、十メートル以下

別表第一の二中五の項を六の項とし、同表四の項(一)及び(二)中「五の項(一)の表下欄ロ」を「六の項(一)の表下欄ハ及びニ」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項(一)中「五の項」を「六の項」に改め、同項を同表四の項とし、別表第一の二の二の項備考を削り、同表二の項の次に次の一項を加える。

西毛広域幹線道路景観誘導地域

三次に掲げる区域(一)に規定する道路から展望できる区域に限る。()

(一) 県道下里見安中線のうち安中市下秋間字吉ヶ谷津四千四百五十九番地先から同市安中三丁目字谷津二千六百四十七番の一地先までの区間の道路の中心線から百メートル以内の区域

備考 一の項の(一)から(四)まで、二の項の(一)から(三)の項の(一)に規定する道路又は連結路のうち、供用が開始されていない部分については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項又は高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定により縦覧に供された図面(当該図面に変更があったときは、その変更後のもの)に記載された道路又は連結路の予定地とする。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第七号から別記様式第九号まで、別記様式第十二号から別記様式第十四号まで及び別記様式第十六号から別記様式第十九号までの規定中「四」を「三」に改める。

別記様式第二十号の四及び別記様式第二十二号中「四」を削る。

別記様式第二十三号を次のように改める。

別記様式第23号（規格A4）（第27条関係）

（第1面）

群馬県証紙

貼付欄

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 〕

担当者名（ ）
電話番号（ ）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、群馬県屋外広告物条例第32条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	群広（ ）第 号
	更新	※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名及び生年月日	〔 法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日 〕 生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所			
主たる業務の内容	郵便番号（ - ） 〔 法人にあつては主たる事務所の所在地 〕 電話番号（ ） -		

以下の欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

(第2面)

1 群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の フリガナ 名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名 フリガナ	資格名及び 交付番号等	摘要
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職名		フリガナ 氏名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏名 及び生年月日 〔法人にあつては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住所 〔法人にあつては 主たる事務所の 所在地〕	郵便番号 (-) 電話番号 () -		

(第3面)

5 法定代理人が法人である場合のその役の職名及び氏名	職 名		フリ ガナ 氏 名	
	-----		-----	
	-----		-----	
	-----		-----	
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録(届出) 年 月 日	登録(届出)番号
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				

備考

- 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 3 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 5 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能検定合格者、職業訓練修了者（広告美術仕上げに係るもの）等の別及び交付番号等を記入すること。
- 6 「群馬県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 7 「他の地方公共団体における登録」欄は、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。
- 8 群馬県証紙が複数枚にわたる場合は、この申請書の裏面に貼付すること（この用紙を片面利用する場合は、第1面の裏面に貼付すること。）。
- 9 払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書をこの申請書の裏面に貼付すること（この用紙を片面利用する場合は、第1面の裏面に貼付すること。）。

別記様式第二十四号中「五」を削る。
別記様式第二十五号中「ひろびび」を「くろびび」に改め、「五」を削る。
別記様式第二十五号の三を次のように改める。

別記様式第25号の3（規格A4）（第27条の3関係）

（第1面）

年 月 日

群馬県知事 あて

住所
氏名

法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は
名称及び代表者の氏名

担当者名（ ）
電話番号（ ）

屋外広告業登録事項変更届出書

群馬県屋外広告物条例第32条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	群広（ ）第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名 及び生年月日 〔法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名 及び生年月日〕			
住 所 〔法人にあっては主たる 事務所の所在地〕	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び 住所 〔法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地〕 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所 在地並びに役員の氏名〕			

(第2面)

5 業務主任者の氏名及び 所属する営業所の名称			
変更理由			

- 備考 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれかに該当するものに丸印を付すこと。
 2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 以下の欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

別記様式第二十五号の四中「印」を削り、「ふりがな」を「フリガナ」に改める。
別記様式第二十六号中

写真
上半身脱帽、最近6か月以内のもの
4 cm×5 cm

写真
上半身脱帽、最近6ヶ月以内のもの
3.5 cm×4.5 cm

を「フリガナ」に改める。

群馬県証紙貼付欄
(消印しないこと。)

勤務先	() 名称	代表者名
所在地	電話番号 ()	()
受講票送付先	現住所	勤務先 (どちらかに○をつけること。)
群馬県証紙貼付欄 (消印しないこと。)	※払込書により手数料を納付した場合は、領収済証明書を裏面に貼付すること。	

「第1種電気主任技術者」や「第一種電気主任技術者」は「第2種電気主任技術者」や「第二種電気主任技術者」は「第3種電気主任技術者」に改める。
別記様式第二十八号中

写真

写真

上半身脱帽、最近6か月以内のもの
4 cm×5 cm

上半身脱帽、最近6ヶ月以内のもの
3.5 cm×4.5 cm

に削り、「印」を削り、

「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第16号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルプタノアート（通称名5F－EDMB－PINACA）及びその塩類
- (2) メチル＝〔1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルプタノアート（通称名AMB－FUBICA、MMB－FUBICA）及びその塩類
- (3) （8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名1cP－LSD）及びその塩類
- (4) メチル＝3－メチル－2－〔1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕プタノアート（通称名MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和3年2月1日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋玉村線	前橋市宮地町335番の6地先から同市房丸町118番の2地先まで	前	27.0	47.0
			後	27.0～41.8	47.0

◎群馬県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎神流秩父線	高崎市吉井町神保字下河原64番の1地先から同市同字下堰1126番の4地先まで	前	5.8～9.5	460.9
			後	9.0～9.8	460.3

◎群馬県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生田沼線	桐生市梅田町二丁目307番の1地先から同市同308番の2地先まで	前	9.6～12.6	61.7
			後	10.1～15.7	61.7

◎群馬県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	桐生田沼線	桐生市梅田町二丁目307番の1地先から同市同308番の2地先まで	令和3年1月29日
----	-------	----------------------------------	-----------

◎群馬県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	会場鬼石線	藤岡市上日野字上平294番の3地先から同市同字同286番の2地先まで	令和3年1月29日

◎群馬県告示第22号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和2年11月30日から適用する。

令和3年1月29日

群馬県知事 山本 一 太

「木部米郎 邑楽郡邑楽町大字中野4457—5(角屋商店)」を「木部米郎 邑楽郡邑楽町大字中野4457 邑楽館林農業協同組合 邑楽郡邑楽町大字—5(角屋商店) 中野4608—1(邑楽支所)」に改める。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111